

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL

雇用調整助成金等特例措置
期間延長

雇用調整助成金等特例措置期間延長



緊急事態宣言やまん延防止措置が延長されたこと等に伴い、雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置）が9月末まで延期されました。
厚生労働省は、「10月以降の助成内容についても、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めてお知らせします。」と報道発表しています※1。

1 雇用調整助成金等特例措置とは

雇用調整助成金等特例措置には、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置があり、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです（事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります）。「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」の助成対象は、事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などで、学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）の助成対象となります（雇用調整助成金と同様に申請できます）。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し支給されます。

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）の処理状況（令和3年7月8日時点（速報値））は、累計支給申請件数（件）4,028,236件、累計支給決定件数（件）3,895,075件となっており、多くの企業が利用しています。

国の一時支援金、月次支援金、東京都や地方自治体が支援する営業時間短縮に係る感染防止拡大協力金、緊急事態措置期間における協力金・支援金等は、インターネットによる申請が原則で、申請期間毎に申請するサイトが異なり、添付書類も異なる等の問題がありますが、雇用調整助成金等特例措置は事業所の所在地を管轄する都道府県労働局やハローワークへ来所、郵送による申請も受け付けており、ITに詳しくない事業者にとって申請方法が容易となっています。

2 雇用調整助成金等特例措置の延長内容

雇用調整助成金等特例措置は今年になって新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月28日の期限が4月30日、6月30日、7月31日、8月31日と延長されてきましたが、緊急事態措置区域は沖縄県が延長、7月12日から東京都が追加され、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府で「まん延防止等重点措置」の期間も延長されたことなどを踏まえ、8月末までとされていた助成内容を9月末まで継続することになりました。

雇用調整助成金等特例措置の原則的な措置は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上等が減少した（最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少）事業者が休業手当を支給して従業員を休ませた場合、解雇などを行っていない中小企業の従業員の休業および教育訓練に対する助成率9/10、大企業は3/4、1日1人あたりの上限助成額は13,500円となっています。

「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の対象地域で、知事による基本的対処方針に沿った要請に基づき、営業時間の短縮といったことに協力する企業などは地域特例として、解雇などを行っていない中小企業、大企業は、助成率10/10、1日1人あたりの上限助成額は15,000円となっています。また、生産指標（売上等）が直近3か月の月平均と前年または前々年の同期と比べ3割以上減少した全国の企業は、業況特例として解雇などを行っていない中小企業、大企業は、助成率10/10、1日1人あたりの上限助成額は15,000円となっています（【図1】裏面）。

【図1】9月以降の雇用調整助成金の特例措置等について 別紙※2

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容			別紙		
雇用調整助成金等 (括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合) (※3)			休業支援金等		
		～4月末	5月～9月		
中小企業	原則的な措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円	原則的な措置	8割 11,000円
	地域特例 (※1) 業況特例 (※2)	—	4/5 (10/10) 15,000円	地域特例 (※5)	—
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円	原則的な措置	8割 11,000円
	地域特例 (※1) 業況特例 (※2)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	地域特例 (※5)	—

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域 (以下「重点措置区域」という) において、知事による、新型コロナウイルス等対策特別措置法第18条に規定する基本的対応方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主 (～4月末は大企業のみ)
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主
- (※3) 原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ (上記※1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。
(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日 (解除月の翌月末) までの休業が地域特例の対象)

3 支給要件・受給手続き

厚生労働省ウェブサイト雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) ページ※3には、支給申請手続きガイドブック、動画による支給申請のポイント解説が掲載されているため、確認しておくことが必要となります。改正により助成金の対象期間や支給限度日数、短時間休業の扱い、助成額等の取り扱いが変わっていることがありますので、定期的に確認しておくことが必要です。

支給申請に必要な書類は、【図2】のとおりとなります。

緊急事態宣言等対応特例、業況特例、地域特例の場合は、右記書類の他、確認書類として生産指標が30%以上減少したことがわかる書類 (売上簿や収入簿等の写し) (業況特例)、要請等対象施設の所在地が確認できるもの (ホームページ、パンフレット、名刺、労働保険関係成立届、営業許可証、公共料金の領収書等の写しなど)、当該施設に係る対象労働者を確認できるもの (労働者名簿、雇用契約書、施設名が記載された賃金台帳・出勤簿の写し等) 等 (地域特例) の提出が必要になります。

また、令和3年5月・6月・7月の雇用調整助成金特例措置等の判定基礎機関の初日が令和3年5月1日以降の場合、支給申請様式が4月から変更されているため、最新の様式を使用することが必要です。

【図2】支給申請に必要な書類 (雇用調整助成金ガイドブック (簡易版) 令和3年6月23日現在版 (R3.7.1一部修正) より※4

書類の種類	提出時期
様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	○
様式新特第6号 (共通要領様式第1号) 支給要件確認申立書・役員等一覧	●
様式新特第9号 休業・教育訓練実績一覧表	●
様式新特第8号 助成額算定書	●
様式新特第7号 (休業等) 支給申請書	●
確認書類① 休業協定書	○ (※)
確認書類② 事業所の状況に関する書類	○
確認書類③ 労働・休日の実績に関する書類	●
確認書類④ 休業手当・賃金の実績に関する書類	●

- 初回の提出のみでよい書類 (※休業協定書は、失効した場合は改めて提出が必要)
● 支給申請ごとに提出する書類

4 来年度以降の雇用保険料率

各社の報道にあるように、新型コロナウイルス感染症への対応のため上述の雇用調整助成金の特例、休業支援金の実施により雇用保険積立金・雇用安定資金残高は著しく減少し、雇用保険積立金からの借入、一般会計からの繰入れにより対処を行っています。

雇用保険二事業の保険料率は現在0.3%ですが、経済界の反対はありますが、コロナ禍が収束した来年以降保険料率の引き上げが懸念されています。



【図3】これまでの新型コロナウイルス感染症対応等をふまえた今後の雇用施策の方向性 令和3年4月13日 厚生労働省 資料より※5

雇用保険制度による新型コロナウイルス感染症への対応及び雇用保険財政の現状

【雇用保険制度によるこれまでの対応】

- 雇用維持 (失業予防) を目的とする雇用保険二事業として、雇用調整助成金の特例、休業支援金を実施しており、失業率の大幅な悪化はみられない。
※ 雇用保険被保険者ではない方についても、全額一般会計により支援。
- こうした対応のため、特例的に、雇用調整助成金等の経費に対する雇用保険の積立金からの借入れ (令和3年度末までの累計1.7兆円見込み)、一般会計からの繰入れ (同1.1兆円見込み) を実施。これにより、令和3年度末において、雇用保険の積立金・雇用安定資金の残高は著しく減少。
- 単純な休業から労働力の活用に至るよう、産業雇用安定助成金の創設、求職者支援制度・公共職業訓練における対応を実施するなど新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期しつつ、雇用面でのセーフティネットの根幹をなす雇用保険財政の再建も急務。

● 雇用調整助成金の支給実績と失業率の動き

項目	令和2年度	令和3年度
支給実績 (支給決定額)	3兆1,579億円	6,536億円 (前年度比14.8%)
失業率の動き	2.4% (前年度比)	4.1% (前年度比)

● 雇用安定資金の推移

年度	残高 (億円)
平20	10,260
21	5,048
22	895
30	14,400
令2	15,410
3 (年度)	864

● 失業等給付積立金の推移

年度	残高 (億円)
平20	55,821
21	53,870
22	55,746
30	51,632
令2	44,871
3 (年度)	21,323

① 失業等給付に一般会計から繰入れ可能 ② 雇用調整助成金等の一部を一般会計から繰入れ
③ 育児給付に積立金から繰入れ可能 ④ 雇用保険二事業に積立金繰入れ可能

※1 「厚生労働省 9月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」 (URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/r309cohokokurei_00001.html)
 ※2 「雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容 (PDF)」 (URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000803623.pdf>)
 ※3 「厚生労働省 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」 (URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html)
 ※4 「雇用調整助成金ガイドブック (簡易版) (PDF)」 (URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000783188.pdf>)
 ※5 「雇用施策の方向性 (PDF)」 (URL: https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0413/shiryu_04.pdf)